

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 January 2021

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 54

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 54 となる本号では、令和3年度税制改正大綱「株式対価 M&A を促進する措置の創設」の実務上の取扱いの検討、中国における外資投資に対する新しい国家安全審査制度の成立等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和3年度税制改正大綱「株式対価 M&A を促進する措置の創設」の実務上の取扱いの検討

2. アジア

中国：外資投資に対する新しい国家安全審査制度の成立

ベトナム：2020年投資法政令案について

3. 欧州

EU：EU加盟国地域におけるデジタル・プラットフォームの運営者に課せられる報告義務(DAC7)

チェコ共和国：有限会社法に関する会社法改正の要点

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1)移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2)移転価格算定方法、(3)移転価格文書化規則、(4)移転価格調査の手順、(5)国内救済、(6)延滞税・加算税・その他罰則、(7)事前確認制度（APA）、(8)過小資本税制、(9)BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10)その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



「アジア税務紛争対応
ハンドブック 2020年版（英語）」
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続き、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本

令和3年度税制改正大綱「株式対価 M&A を促進する措置の創設」の実務上の取扱いの検討

2020年12月に公表された令和3年度税制改正大綱において、「株式対価 M&A を促進する措置の創設」が盛り込まれている。本稿では、株式対価 M&A を促進する措置の実務的側面等についてさらに解説する。

税制改正大綱における株式対価 M&A を促進する措置（以下、「**株対価 M&A 促進措置**」）は以下のとおり記載されている。

（国税）

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする。）。

（注1）対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限り、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

（注2）株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える（株式交換及び株式移転についても同様とする。）とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。

（注3）外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。

1. 全般的事項

株対価 M&A 促進措置は、創設とされているものの、ベースとなるのは現行の租税特別措置法第66条の2の2（個人株主については同法第37条の13の3）に規定する産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画にしたがった株式譲渡及び取得と考えられる。すなわち、後述するように適格組織再編・非適格組織再編の判定がなく、対象会社（株式交付子会社）に課税関係は生ぜず、あくまで株式交付子会社の株主に対する課税の特例となる可能性が高い。また、「会社法の株式交付により」とされていることからすると、改正法において「会社法（平成十七年法律第八十六号）・・・」という限定が付けられると考えられる。然るに、当該措置が適用されるのは、会社法の株式交付に限定され、それに類似する海外の制度は含まれない可能性が高い。

なお、上記（注3）で示されているとおり、本措置の適用される株式交付子会社の株主である外国法人・非居住者は、日本に支店等の恒久的施設があり、かつ当該恒久的施設で管理している株式交付子会社の株式に限定され、恒久的施設を有しない外国法人・非居住者については一般的ルールが適用される。すなわち株式交付子会社の発行済株式総数の25%以上を有し、かつ5%以上を株式交付によって譲渡しない限り、日本における課税関係はない¹。

2. 会社法の株式交付制度

改正後の会社法第2条第32号の2において株式交付とは、「株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の第三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、

¹ かかる要件を満たしたとしても租税条約により日本における課税は免除になる可能性がある。

「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。」とされている。このことから以下が読み取れる。

- ① 外国会社は株式交付制度の対象外となる。従って、例えば、日本の株式会社は外国会社の株式を取得して、対価として自社株を交付するという取引は株式交付制度の枠外となり、株対価 M&A 促進措置も適用されない可能性が高い。
- ② 株式交付制度は株式会社に限定され、合同会社等は対象外となる。
- ③ 株式交付制度は、株式交付親会社の親会社株式を株式交付子会社の株主に交付することが想定されていない。したがって、いわゆる三角株式交換のような取引は株式交付制度単独では行うことが出来ず、株式交付制度の枠外で実行した場合には株対価 M&A 促進措置は適用されない。

3. 税務上の取り扱いの実務的側面

前述のとおり、株対価 M&A 促進措置は、現行の租税特別措置法第 66 条の 2 の 2 がベースになるとすれば、株式交付によって株式交付子会社の株式を譲渡して、株式交付親会社の株式を取得した個々の株主の課税関係のみを規定するものであり、非適格株式交換等の場合には完全支配関係がない限り、対象会社において時価評価課税が適用される現行の株式交換の課税関係と大きく異なる可能性が高い。

例えば、支配関係のない対象会社を会社法の株式交換制度によって完全子会社化する場合、いわゆる共同事業要件を充足しない限り、非適格株式交換等として対象会社で時価評価課税が適用されることになるが、会社法の株式交付制度によって完全子会社化して株対価 M&A 促進措置の適用がある場合には対象会社（株式交付子会社）における時価評価課税の適用はないことから、株式交付制度を選択するケースも増加すると考えられる。

さらに、三角株式交付が想定されていないことから株式交付単独では三角株式交換のような効果は生じさせることが出来ないと考えられるが、例えば外国法人が設立した日本子会社が株式交付親会社として日本の株式交付子会社を子会社化し、支配関係が生じた後で三角合併等を行うなどの 2 ステップで課税繰延を実現することも可能になるのかもしれない。

また、現行の株式交換の場合、株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人株式等以外の資産が交付される場合、その割合に関わらず非適格株式交換等として対象会社で時価評価課税が生じるだけでなく、株式交換完全子法人の株主は課税繰延が一切適用されない。しかしながら株式交付制度の場合には対価の 20%以下であれば現金等の交付があっても、当該現金等の部分以外については課税繰延となることが想定される。この場合において、株式交付子会社の株主が株式交付親会社株式以外の資産、例えば現金を全株主に比例的に交付する必要があるのか、あるいは選択制とすることが認められるのか、その場合の課税関係はどうなるか等は今後の法令、政省令の詳細を検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中華人民共和国

外資投資に対する新しい国家安全審査制度の成立

国家発展改革委員会（以下、「NDRC」）及び商務部は、2020 年 12 月 19 日、外商投資法及び国家安全外法に基づく、外商投資安全審査弁法を公布し

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



た。2021年1月18日より施行された本弁法における新しい安全審査制度（以下、「新制度」）は、米国のCFIUS審査など他の先進国の類似の手に匹敵する、より明確な国家安全審査制度を提供するための中華人民共和国の継続的な努力を示している。

新制度における従前の制度からの変更点

中華人民共和国の国家安全審査は、2011年に、国務院弁公庁による「外国投資家による国内企業の合併・買収に関する安全審査制度の確立に関する通達」（以下、「2011年通達」）をもって、初めて導入された。2011年通達によって、国家安全審査においては、2020年1月1日の外国投資法施行前の外資投資承認制度と同様に、商務部が中心となって、他の政府機関と連携しながら、国家安全保障上の懸念がある外資投資の審査を行うとされた。2015年には、国務院は「自由貿易試験区における外資投資に対する国家安全審査についての試行弁法の公布に関する通達」（以下、「自由貿易区通達」）を発し、上海、広東、天津及び福建自由貿易試験区における外資投資について、わずかに修正された国家安全審査制度が創設された。

新制度は、自由貿易試験区を含む、中華人民共和国領土の全域における外資投資に適用される。新制度は2011年通達及び自由貿易区通達の双方の特徴を組み合わせたように見えるが、そこには、いくつかの注目すべき新しい展開がみられる。

1. 間接投資に対する適用

最も顕著な違いは、従来の国家安全審査が外国からの直接投資のみに適用されていたのに対し、新制度は中華人民共和国への直接投資及び間接投資の両方を対象としている点である。したがって、オフショア取引において、中華人民共和国の対象会社が新制度の審査対象となる分野に関連しており、当該会社に対する間接的な「実質的支配権」を取得する投資家は、中華人民共和国における国家安全審査の対象となる可能性が高い。

また、新制度は、2011年通達では審査の対象から除外されていたグリーンフィールド投資にも適用される²。さらに、従前の制度においては、金融サービス分野への外資投資については、別途法制化されることとなっていたが、当該法制化は実施されなかった。新制度は、金融サービス分野への投資にも適用される。

2. 規制当局の共同の業務メカニズム

もう一つの異なる特徴は、新制度が、中央において、NDRC及び商務部が共同して指揮する審査体制を設立していることである。事務所（以下、「業務メカニズム弁公室」）はNDRCに設置されるが、NDRC及び商務部が共同して運営し、共同して外資投資に対する国家安全審査について責任を負う。従前の制度においては、商務部又は各地方当局が安全審査の申告を受理していたのと異なり、現在では業務メカニズム弁公室が投資家から直接提出された申告を受理する権限を与えられている。

3. 段階的審査過程

新制度は、従前の審査過程についても変更している。新制度においては、安全審査は以下の3段階で実施される。

- **管轄審査**：業務メカニズム弁公室は、15営業日以内（従前の制度では、5営業日）に、当該投資について安全審査を開始するか否かを決定する。

² 実務上は、既に国家安全審査の観点からのグリーンフィールド投資に対する審査は開始されている。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド(無料)をご希望の方は[メール](#)にてご連絡ください。



- **一般審査**：業務メカニズム弁公室が安全審査を行うことを決定した場合は、30営業日以内(従前の制度における審査期間と同様)に当該投資の一般審査を行う。一般審査の後、業務メカニズム弁公室は、当該取引について承認するか又は特別審査を開始するかを決定する。
- **特別審査**：特別審査は、最長60営業日(従前の制度における審査期間と同様)で実施されるが、必要に応じて延長することも可能となっている。従前の制度においては、審査対象の投資については、国务院に照会し、その決定に委ねることができた。しかし、そのような照会手続は新制度においては存在せず、業務メカニズム弁公室が特別審査について最終決定する権限を与えられている。

4. 通報制度

新制度においては、何人でも、国家安全保障上の懸念があると考えられる場合には、外資投資につき業務メカニズム弁公室に対して報告し、当該投資に対する審査の開始を要求することができる。

新制度における問題

新制度においては、明らかにされるべき点が依然として多数残っている。例えば、「国家の安全」について定義がされておらず、業務メカニズム弁公室が国家安全保障上の懸念が存在するかを判断する際に、どのような要素を考慮するかについての明確な指針もない³。

さらに、軍事又は国防に関連する事業の他に、以下の分野が新制度において審査対象とされている。

- 重要農産品
- 重要エネルギー・資源
- 重大設備製造
- 重要インフラ
- 重要輸送サービス
- 重要文化製品・サービス
- 重要情報技術及びインターネット製品・サービス
- 重要金融サービス
- 基幹技術
- その他の重要分野

もっとも、何が「重要」と考えられるかについては何らの規定もなく、その時々の中華人民共和国の外資投資政策や国家安全保障の見通しの変化に応じた、業務メカニズム弁公室の裁量的判断に委ねられている。近時の経験に基づくと、付加価値の高い電気通信サービスの運営ライセンスを要求する特定の事業は、国家安全審査の対象となり得る。さらに、最近の輸出禁止・制限技術目録の改訂に伴い、中華人民共和国のビッグデータ又は人工知能技術に関する会社に対する外資投資もまた、国家安全審査の対象となり得る。

外国投資家が取るべき対応

新制度下での国家安全審査は、従前の制度と同様、強制的な制度となっている。2021年1月18日以降に実行される新制度の審査対象範囲に該当するあらゆる投資プロジェクトは、業務メカニズム弁公室に対して申告の上、審査を受ける必要がある。したがって、現在、中華人民共和国に対する投資を行っている、又は投資を計画している投資家は、新制度の下で国家安全審査の申告が求められるかについて検討する必要がある。さらに、中華人民共和国に対して既に投資を行っており、直接的又は間接的に当該投資の持分を処分す

³ただし、「国家の安全」について特定の定義がなされていないことは、多くの国の国家安全審査制度においても共通する特徴であることに留意されたい。

ることを検討している投資家は、潜在的な買い手が中華人民共和国における国家安全審査を要求されるかについて確認する必要がある。

日本企業は、中華人民共和国内の企業や中華人民共和国に子会社を有する企業を買収する際には、同国独占禁止法における企業結合規制に基づく届出の要否に加えて、外資投資に対する国家安全審査制度に基づく申告の要否を検討することが求められる。上述のとおり、新制度における審査対象の範囲が必ずしも明確ではないことから、買収対象が新制度において「重要」とされている分野に関連する可能性のある企業の場合は、業務メカニズム弁公室に対する申告の要否を慎重に検討の上、審査期間に留意して買収契約での対応及びクローリングまでの準備を進める必要がある。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

2020 年 投資法政令案について

政府は、2020 年 7 月に発表した 2020 年投資法（以下、「新投資法」）の施行詳細を定める政令要約案に続き、今般、より精緻化された政令（以下、「本政令案」）を発表した。本政令案が政府によって施行された場合には、2014 年投資法にかかる政令 118/2015/ND-CP（以下、「政令 118 号」）に取って代わることになる。

本政令案の概要

本政令案は、7つの章と 93の条文で構成されており、以下の事項を含む新投資法の施行に関して規定している。

- オンライン上での投資登録のための手続について
- 外国人投資家のアクセスが制限されている投資分野のリスト（以下、「条件付き投資分野リスト」）の拡張について
- 条件付き投資分野リストの適用原則について
- 投資優遇制度の適用を受けるための要件について
- 投資プロジェクト実施のための預託金について
- 投資プロジェクトの変更に関する新規則について
- 不正取引による投資プロジェクトの打ち切りについて
- 投資優遇制度の対象となる新規事業について

以下では、上記各事項の内容について説明する。

オンライン上での投資登録手続

本政令第 34 条は、国家投資情報システム（以下、「NIIS」）において投資登録証明書（以下、「IRC」）の付与・変更のための申請をオンラインで提出する手続について規定している。

より具体的には、本政令案によると、投資家は NIIS を介して投資登録又は投資登録変更のための申請をオンライン提出することが可能となる。当該申請により、IRC が発行又は修正される場合には、投資登録当局が投資家に通知を行う。投資家が IRC 又は修正された IRC を取得するためには、通知を受けた後に、登録申請書類のハードコピーを投資登録当局に提出する必要がある。

条件付き投資分野リストの拡張について

本政令案は、条件付き投資分野リストとして(i)市場アクセスが許可されていない分野のリスト、及び(ii)市場アクセスが条件付きで許可されている分野のリストを定めている。2020年7月に公表された本政令案の草案版から、市場アクセスが許可されていない分野の数は11から15に、市場アクセスが条件付きで許可されている分野の数が38から51に、それぞれ条件付き投資分野リストが拡張された。

条件付き投資分野リストの適用原則について

- 外国人投資家は、条件付き投資分野リストに含まれていない投資分野については、国内投資家に適用される市場アクセス条件の適用を受けることができる。
- 外国人投資家は、市場アクセスが許可されていない分野に投資することはできない。
- 異なる分野で投資活動を行う外国人投資家は、それらの分野に適用される全ての市場アクセス条件を満たさなければならない。
- ベトナムが国際的な投資条約に基づく内国民待遇をコミットしておらず、ベトナムの法律に外国人投資家に適用される制限に関する規定がない事業分野については、外国投資家は、国内投資家と同様の市場アクセス条件の適用を受けることができる。
- WTO加盟国ではない国・地域の外国人投資家がベトナムで投資活動を行っている場合であっても、WTO加盟国の投資家と同様の投資条件の適用を受けることができる。ただし、法律及びベトナムと当該国・地域との間の国際条約に基づく別段の定めがある場合を除く。
- 外国人投資家が投資に関する国際条約の改正の適用対象となり、当該国際条約に基づく投資家の市場アクセス条件がベトナム法と比較してより有利であった場合には、当該投資家は当該投資に関する国際条約に従った市場アクセス条件の適用を受けることができる。
- 同一事業分野における市場アクセス条件について規制内容の異なる複数の国際条約の適用対象となっている外国人投資家は、関連する国際条約に別段の定めがある場合を除き、いずれかの条約に従った市場へのアクセス条件の適用を受けることを選択することができる。
- 法令、国会決議、国会常務委員会の規則若しくは決議、政令（以下、総称して「新規則」）により外国人投資家に対する市場アクセス条件が規定される場合であって、当該条件が条件付き投資分野リストにおいて未だに反映又は補足されていない場合には、新規則の条件が適用される。

投資優遇制度の適用を受けるための要件について

新投資法第15条第1項の注目すべき変更点の一つは、中小企業（以下、「SMEs」）、スタートアップ企業、イノベーションセンター、R&Dセンター、SMEsの起業支援事業者、SMEs及びスタートアップ企業に共同ワーキングスペースを提供する事業者に適用される投資優遇制度である。

本政令案は、上述した企業が投資優遇制度の適用を受けるための要件について詳細に規定している。これらの要件には、特に、これらの企業が従事する事業の性質、人材、設備及び技術に関する条件が含まれている。

新投資法の投資優遇制度の適用を受けるためには、例えば、SMEs及び創造的スタートアップ企業を支援する共同ワーキングスペースは、(i)立地条件（大学、経済・金融機関に近い優先エリア）、(ii)設備及びインフラ（10社以

上の創造的スタートアップ企業に提供可能な十分な面積のオフィススペース、会議室等)、(iii)IT設備、(iv)SMEs及びスタートアップ企業のための研修、コーチング、投資のコネクション、(v)コーチングやアドバイザーサービスを提供する専門的な経営陣(3名以上の専門家)、などの条件を満たしている必要がある。

また、SMEs起業支援事業者は、(i)設備(本社が研修・研究機関に付随していること、10社以上のSMEsを支援するプロジェクトのためのスペース、研究室又は実験生産室、会議室等)、(ii)国内外のデータベース検索サービス、(iii)人材(SMEs起業支援事業の経験を有するメンバー5名以上、コンサルタント1名等)、などの様々な条件を満たしている必要がある。

投資プロジェクト実施担保のための預託金

本政令案は、新投資法第43条第1項について、特定の投資プロジェクト実施の担保のための預託金に関する更なる説明を提供している。

特に本政令案第23条第7項においては、投資家がベトナムで合法的に営業している信用機関の保証を受けている場合には、預託金の支払いを遅らせる権利があることを示唆している。また、投資当局からの要請があった場合には、銀行は要請から30日以内に、銀行保証に担保されている預託金を国庫に支払わなければならないとされている。この規定は、投資家が保証金の義務を履行する際の柔軟性を高めることを目的としており、特に登録された総登録資本金と必要な預託金が多額になる可能性がある不動産事業の投資家にとっては、より柔軟な対応が可能になると考えられる。

投資プロジェクトの変更に関する新規則

本政令案において、投資プロジェクトの分割、統合、合併、プロジェクトに属する土地使用権の他企業への出資としての利用、金融機関の不良債権を含む投資プロジェクトの譲受け、プロジェクトの土地の全部又は一部の土地使用目的の変更など、一定の場合における投資プロジェクトの修正手続きに関する新規則が導入された。外国投資家は、投資登録証明書又は原則的承認(該当する場合)を変更するために、それぞれのケースについて規定された手続を行う必要がある。

不正取引による投資プロジェクトの打ち切り

新投資法第48条では、民法に従い不正取引に基づき行われたとみなされる投資プロジェクトを終了させる権利を投資登録当局に付与した。

本政令案では、管轄当局が不正な民事取引の存在を書面によって確認した場合、投資登録当局が投資プロジェクトの運営を終了する権利を有するとされている。もっとも、民法の規定により、不正な民事取引の確認は、裁判所の判決又は仲裁判断に基づくものでなければならないことに留意されたい。

投資奨励金の支給対象となる新規事業

本政令案は、政令118号と比較すると、投資奨励金の支給対象となる新しい事業内容を追加しており、これには以下のような内容が含まれる。

- i. 省エネ・環境保護のため、建築資材製造施設からの排ガスの余熱を発電に利用する事業への投資
- ii. 火力発電所、化学肥料工場、及び冶金工場からの廃棄物を処理及び利用し建築資材を生産する事業への投資
- iii. 建築資材の生産において、廃棄物を処理し、燃料として利用する事業への投資

- iv. セメント製造業用の設備、材料及びスペアパーツ、ガラス、セラミックタイル並びに耐火物を生産する事業への投資
- v. 環境監視装置、現場排水処理装置、環境保護法に基づくベトナムエコラベル認証を取得した環境にやさしい製品と液体を供給する事業への投資
- vi. 電子出版物の発行に関する事業への投資
- vii. SMEs 支援に関する法令に規定された SMEs の製品流通チェーンへの投資、SMEs 企業支援事業者への投資、SMEs を支援する技術施設への投資、SMEs 及びスタートアップ企業のための共同ワーキングスペースを提供する事業者への投資
- viii. スタートアップ企業への投資

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

EU

加盟国地域におけるデジタル・プラットフォームの運営者に課せられる報告義務(DAC7)

概要

2020年11月21日、EUの加盟国は、デジタル・プラットフォームの運営者に課せられる報告義務（*The 7th update of the Directive on Administrative Cooperation*）（以下、「EU 税務行政協力指令」（*Directive on Administrative Cooperation*）に係る「DAC7」）の提案に関し、合意に達した。DAC7は、公平で簡素な課税を推進するために欧州委員会が2020年初頭に発表した施策の一部であり、まもなく正式に採択される予定である。DAC7は、特定のデジタル・プラットフォーム上において販売者が生み出した所得に係る情報を税務当局に報告する義務を、そのデジタル・プラットフォームの運営者に課している。これにより、デジタル・プラットフォームの運営者は、その報告対象となる販売者（*Reportable Sellers*）（以下、「報告対象者」）に係る情報の追加的な検証義務や報告義務を負うといった、更なるコンプライアンス負担となる。本稿では、DAC7に係る重要な事項につき解説する。

デジタル・プラットフォームに課せられる報告義務について

1. DAC7の目的

DAC7は、デジタル・プラットフォームを通じて所得を生み出す販売者に関する情報交換をより円滑化し、行政協力の枠組みを強化することを目的としている。DAC7は、その目的のために、特定のデジタル・プラットフォームの運営者に対して報告義務を課すものであり、デジタル・プラットフォームを通じて稼得した収入に関する詳細等といった、デジタル・プラットフォーム上の販売者である特定のユーザー（つまり報告対象者）に関する情報が報告対象となる⁴。

手続及びコストの簡素化、軽減のために、プラットフォームの運営者で報告義務のある者（*Reporting Platform Operators*）（以下、「報告義務者」）は加盟国の内1か国でのみ報告を求められる。ここで報告された情報は、自動情報交換により他の加盟国に提供されることとなる。

⁴ 必ずしも全ての販売者がDAC7に基づき報告対象者となるわけではない点に留意。

2. 報告義務

DAC7 が採択されると、報告義務者は、報告対象者の情報を税務当局に対し報告する義務を負う。

報告義務者の範囲

以下のようなデジタル・プラットフォームの運営者が、報告義務者とされる⁵。

- ① EU加盟国と「直接的な関係を有する」 (*has a direct connection with a Member State*) こと。EU加盟国と「直接的な関係を有する」とは、例えば、デジタル・プラットフォームの運営者が、①EU加盟国内に納税地がある、②EU加盟国の法律に基づいて法人化されている、③EU加盟国に管理支配地を有する、又は④EU加盟国に恒久的施設を有する、ということを目指す。
- ② 報告対象者による、報告義務の対象となる活動 (*Relevant Activities*) を促進する、若しくは、
- ③ EU加盟国に所在する不動産の賃貸を促進する。

EU域外に所在するプラットフォーム運営者が、既にEU域外で同様の情報を報告しており、かつその報告を受ける国がEUの全ての加盟国と情報交換規定を有している場合、そのEU域外に所在するプラットフォーム運営者はDAC7に基づく報告義務から免除される。

報告対象者の範囲

報告義務の対象となる活動を実施し、かつ①本店所在地がEU域内にあること、②EU加盟国におけるVAT番号 (*VAT Identification Number*) を有すること又は③その有する賃貸用不動産がEU加盟国に所在する、等といった、EUに直接的な関連を有する (*have a direct connection to the EU*) 報告対象者の情報のみが報告の対象となる。

報告義務の対象となる活動は、以下のとおりである。

- 不動産の賃貸
- 人的役務の提供
- 商品の販売
- 輸送手段の (あらゆる形での) 貸与

3. 報告プロセス

報告義務者は、報告対象者に係る情報の検証を実施し、一定の情報を税務当局に報告する義務を負う。

報告対象者に係る情報の検証義務

報告義務者は、(例えば納税者番号 (*tax identification number*) 又はVAT番号の有効性を確認するために用いられるEU加盟国又はEUが無償で公開す

⁵ ここでいうデジタル・プラットフォームには、①支払いの処理、②ユーザーによる報告義務の対象となる活動のリ스팅又は広告、③ユーザーのプラットフォームへのリダイレクト又は転送といったことを専らの目的とするソフトウェアは含まれていない。

るあらゆるソースを含む) 利用可能な全ての情報及び文書を用いて、報告対象者に関する必要な情報を収集し、かつ検証しなければならない。

この報告対象者に係る情報の検証は、毎年 12 月 31 日までに完了しなければならない。DAC7 が発効した時点でデジタル・プラットフォームに既に登録されている販売者については、報告義務者は要求される情報を収集し検証するために、もう一年猶予が与えられる。報告義務者は、報告対象者に係る情報の検証のために第三者によるサービスを利用することもできるが、報告義務があるのは、あくまで当該プラットフォーム運営者自身である点に留意が必要である。

報告義務者は、収集し、検証された情報を、報告対象期間の翌年 1 月 31 日までに EU 加盟国の税務当局に報告しなければならない。報告の対象となる情報は、報告対象者の名称、住所、VAT 番号、(デジタル・プラットフォーム上で稼得した) 対価、報酬、手数料、税金等である。不動産賃貸業を行う場合には、取扱われる不動産の住所も記載しなければならない。更に、報告義務者は、報告対象者に対し、関連する情報が収集され、税務当局に報告されることを通知しなければならない⁶。

4. 報告対象者に対する制裁措置

報告対象者が必要な情報を提供しない場合の(報告義務者による)制裁措置が以下のように定められている。

- ① 報告対象者に対して 2 回にわたる督促を行った後においても、報告対象者が必要とされる情報を提供しない場合、報告義務者は、2 回目の督促後 60 日が経過した後、報告対象者のアカウントを閉鎖しなければならない。
- ② 報告義務者は、必要な情報を報告対象者が提供しない限り、当該報告対象者のプラットフォームへの再登録を認めてはならない。

5. 報告義務者に対するペナルティ

報告義務を履行しない報告義務者にはペナルティが課される。

6. 予見可能な関連性要件 (*Foreseeable relevance requirement*)

EU 加盟国は、DAC7 の定める範囲内で、課税に「予見可能な関連性」を有する事項についてのみ、情報を提供する義務を負う。この「予見可能な関連性」要件は、加盟国による根拠のない要求や不必要な情報入手を防ぐために導入されたものである。DAC7 は、「関連性」の定義を示しているが、要求された情報が関連性を有することについて合理的な可能性があれば足りるとしている。これは事実上、情報交換のハードルを下げるものであると考えられる。

DAC7 はまた、この関連性要件は、クロスボーダーの案件に関する事前ルーリング及び移転価格に関する事前確認 (APA) に関する情報交換に関連した情報の追加的要求に対しては適用されないことを明らかにしている。

更に、DAC7 は、企業グループに関する情報提供要請について特別な条項を設けている。これにより、加盟国は、個別に情報が必要となる企業を特定することができない企業グループに関する情報の提供を要請するにあたって、①企業グループの詳細な説明、②要求された情報が情報を求める加盟国にとってどのように役立つか、といった一定の情報を相手国側に通知することで足りるとされる。DAC7 によって、加盟国は、(従前は、法的な問題から

⁶ GDPR の遵守のために、このような報告対象者に対する通知義務が課せられている。

入手することが出来なかった) 企業グループに関する情報を入手することが容易になったといえる。

7. VAT

VAT 及びその他の間接税は EU 税務行政協力指令の適用対象外である。但し、DAC7 は、加盟国が VAT の調査、徴税の執行のために (要請に応じて、自動的又は自発的に) 交換される情報を利用することを明確に認めている。

8. 合同調査

また、DAC7 は、二つ以上の税務当局によって行われる合同調査に関して、現行の法的枠組みを改正し、実効性を担保している。

9. ロイヤリティ収入に係る情報の自動交換

現在、EU 加盟国は、①雇用から生じる所得、②取締役の報酬、③特定の生命保険商品、④年金、⑤不動産の所有権及び不動産からの所得について、自動的に情報を交換する義務を負っている。DAC7 の下では、ロイヤリティ収入に関する情報もその対象となる。

10. スケジュール

DAC7 は、まもなく正式に採択される予定であり、DAC7 が採択されると、加盟国は、2023 年 1 月 1 日⁷から DAC7 の規定を国内法の規定として制定する義務を負うことになる。

[最初のページに戻る](#)

チェコ共和国

有限会社法に関する会社法改正の要点

2021 年 1 月 1 日、法律第 90/2012 号会社法 (Act No. 90/2012 Coll. on Business Companies and Cooperatives) (以下、「会社法」) 及びその他法令を改正する法律第 33/2020 号が施行された (以下、「本改正」)。本改正により、新たな規則に抵触する基本定款の規定は、2022 年 1 月 1 日までに変更しなければならない。以下に、有限会社に関する本改正の重要事項を紹介する。

新たな種類の出資者持分

① 議決権のない出資者持分

基本定款において、出資者持分の種類として、議決権のない出資者持分を規定することが明示的に認められた。但し、全ての出資者持分を議決権のないものとすることはできず、少なくとも議決権付投資持分が一個はなくてはならない。

② 選任権付投資持分

基本定款において、出資者持分の種類として、1 人以上の役員 (監査役会の構成員を含む) を選任及び解任する権利を伴う出資者持分を規定することが明示的に認められた。かかる方法で選任される役員 (監査役会の構成員) の総数は、総会で選任される役員 (監査役会の構成員) の数を超えてはならない。

⁷ 合同調査に関する条項は、2024 年 1 月 1 日から適用される。

出資者の権利及び義務

③ 利益分配金及びその他会社資金の分配及び支払

利益及び「その他会社資金」は、承認を受けた財務諸表に基づき、次の会計期間の末日までの間に、分配することができる。分配及び支払を実施するためには、以下のテストの要件を満たしていなければならない。

- 第一貸借対照表テスト（利益テスト）－ 分配金の額は、直近の会計期間の損益、過去の通算損益、及び会社の裁量で使用できるその他の資金の合計額から、法律や基本定款に基づき引当金やその他資金に割り当てられる額を差し引いた額を超えてはならない。
- 第二貸借対照表テスト（持分テスト）－ 会社は、最終会計期間の末日に、通常又は臨時財務諸表における持分又はかかる分配後の出資者持分の額が、登録資本金に法令や基本定款に基づき分配することができない資金を加算した額を下回る場合、利益又はその他会社資金を分配してはならない。
- 支払不能テスト－ 会社は、利益分配金又はその他会社資金の支払の結果、会社が支払不能となる場合には、当該支払を行ってはならない。

本改正では、分配及び支払に関する他の条件も規定された（利益分配可能額が10万チェココルナ（CZK）を超えた場合の税務当局に対する新たな通知義務など）。

④ 出資者への無対価での履行の禁止

本改正は、適用法令に基づき事業者が行う一般的な時折の贈り物や便益の供与といった一定の例外を除き、法人からその出資者又はその近親者に対する無対価での履行の提供を禁止することにより、利益分配金の分配及び支払に関する規則の逸脱を防止することを意図している。

総会

⑤ 総会への出席及び議決権行使

出資者は、自らに加え、出資者が指定した者を総会に出席させる権利を有する。かかる出席者は、少なくとも出資者と同様の守秘義務を負い、会社に対してその旨を証明しなければならない。2022年12月31日までの間、既存の会社については、基本定款に別段の定めがない限り、本規定は適用されない。

⑥ 後日の議決権行使

本改正では、後日議決権を行使することができる決議の種類が制限されている。それらの採択には、公証人の認証が必要となり、新しい種類の公正証書が導入される（公証人法第80ga条）。

⑦ 総会による事業の譲渡・質権設定の承認

2021年1月1日より、会社の実際の事業又は活動範囲に重大な変更を生じる事業又は会社資産の一部の譲渡又は質権設定については、総会の承認が必要となる。このような会社資産の一部は、独立した組織単位である必要はなく、例えば、会社の事業の基礎である営業秘密や特許の売却を含む。他方、会社の構造に変更を生じる取引であっても、会社の事業又は活動の範囲に影響を与えないものについては、総会の承認を要しない。

⑧ 役員への戦略的・概念的指示

本改正は、総会で承認された原則及び指示（すなわち戦略的又は概念的な指示）が法令及び基本定款に適合している限り、これらに従うことを役員に義務付けている。ただし、これらは事業経営に関する指示であってはならない。

⑨ 書面決議

本改正では、法律の運用上公証証書により認証されなければならない決議の採択について、より厳格な要件が導入されている。2021年1月1日以降、法律上総会決議の採択に公証人の認証（すなわち公正証書の形式での作成）が必要となるものについては、公正証書の形式で議事録案が作成され、各出資者に対し簡易の写しを提供することが必要となる。出資者の書面同意書に付される署名は正式に認証されたものでなければならない。その後、公証人が書面決議の公正証書を作成する。

被選任機関の構成員（役員又は監査役会が設置される場合のその構成員）

⑩ 法人が被選任機関の構成員となる場合

法人が被選任機関の構成員に選ばれた場合、1名の個人に対して当該法人を代表する権限を与えなければならない。法人が被選任機関の構成員に選ばれた後3か月以内に、商業登記にかかる個人を登録する。すでに被選任機関の構成員となっている法人は、本改正の発効日から6か月以内（2021年6月30日まで）に、商業登記への上記個人の登録を行わなければならない。

⑪ 辞任

被選任機関の構成員の退任に関する新たな任意規定は、旧商法下の規定に戻ったものである。役員（又は監査役会の構成員）はその職を辞任することができる。ただし、基本定款に、その者が属する機関で協議され、又は協議されることになっていれば足りる旨が定められている場合を除き、その任期は、その者を選任した機関により辞任が協議され、又は協議されることになっている日をもって終了することになる。辞任する役員（又は監査役会の構成員）が各機関の会議においてその辞任を通知した場合、その任期は、各機関が本人の要求に応じて別の終了時期を承認しない限り、当該通知から2か月を経過した時点で終了する。総会の権限が単独の出資者により行使されている場合、辞任する構成員の任期は、各機関が当該辞任者の要求に応じて別の終了時期を承認しない限り、単独出資者への辞任の通知から2か月を経過した時点で終了する。

⑫ 就任の契約

2021年1月1日以降、就任の契約は、会社の最高機関が承認するまでは効力を持たない。就任の契約が承認されるまで、職務の遂行について対価は発生しない。ただし、総会の決議により報酬を支給することができる。就任の契約が基本定款に抵触する場合は、基本定款の規定が優先する。ただし、基本定款の変更に必要な過半数の賛成で当該契約が承認された場合は、就任の契約の規定が適用される。

⑬ 裁判所による役員資格停止

役員資格停止事由には次の2種類がある：

- 手続開始前3年間における、職務遂行上の繰り返し行われた又は重大な義務違反
- 会社の支払不能の原因となった職務執行上の義務違反

役員資格停止決定の申立ては、重要な利害関係を持つ者であれば誰でも行うことができる。資格を停止された役員は、最長3年間一切の会社の法定機関構成員となることが禁止される。資格停止の具体的な条件は裁判所が決定する。役員が禁止事項に違反した場合、当該禁止事項の定めにかかわらず、実質的に会社の法定機関の構成員として活動した期間に生じた、会社における一切の義務の履行を保証することとなる。裁判所は、最長10年間の再禁止を決定することができる。

その他

⑭ 事実上の経営者

本改正では、「事実上の経営者」という新しい概念が導入された。これには、一般的には、会社との実際の関係にかかわらず、事実上、被選任機関の構成員の地位にあるが、法的にはその地位にない者（法定機関の元構成員であって自己の任期終了の事実に従わない者や、法定機関を事実上管理している多数株主など）が含まれる。事実上の経営者は、被選任機関の構成員と同様の義務を負う。適切な専門家としての注意をもって行動する義務があり、利益相反及び競業避止に関する規則も適用される。事実上の経営者には、資格停止や法定の保証に関する規則も準用される。

⑮ 関連当事者の報告書

会社が年次報告書を作成する場合、関連当事者の報告書はその一部として必要不可欠であり、また監査役による監査を要する。なお、関連当事者の報告書には独占的又は機密性を有する情報を記載する必要はない。関連当事者の報告書において、営業秘密の一部を構成する情報は、報告書の趣旨に適うよう、適切に一般化され記載されなければならない。

[最初のページに戻る](#)